

政府備蓄米の無償交付に係るQ & A(フードバンク用)

【令和7年10月追加支援】

質問			回答
1 フードバンク			
(1)	取組内容	政府備蓄米の交付を受けるフードバンクはどのような取組が必要ですか。	1 営利を目的としないこども食堂、フードパントリーや各種団体等（以下「直接提供団体」といいます。）に政府備蓄米を提供し、その際、ごはん食の推進に資する情報提供に努め、食育活動を行っていただく必要があります。また、直接提供団体に対し食育の取組の実施状況が確認できる資料、写真等を5年間保存するよう伝えてください。 2 配付先の直接提供団体は、事務の適切な管理体制及び処理能力を有する団体に限るようにしてください。
(2)	交付対象	交付対象となるフードバンクの要件はありますか。	政府備蓄米の無償交付の対象となるフードバンクは、以下の全ての要件を満たす必要があります。 1 法人格を有する。 2 事業者等から未利用食品の寄附を受け、直接提供団体に食品を提供する取組を、第7の1の規定による交付申請の日から起算して過去1年以上継続して実施している。 3 「食品寄附ガイドライン」（食品寄附等に関する官民協議会作成資料）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っている。 4 都道府県、市区町村等と連携した取組を行っている、又は食品廃棄物等多量発生事業者（※）から未利用食品の寄附を直接受けて食品を提供している。 ※食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者のことで、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者となります。公表することに同意いただいた事業者は、次のホームページに記載されています。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/kekka/gaiyou.html
(3)	交付対象	フードバンクの要件のうち、「都道府県、市区町村等と連携した取組」とはどのようなものですか。	都道府県、市区町村等と連携協定などを結んでいる場合のほか、共同で事業を実施している、日常的に情報交換を行っているなどで都道府県、市区町村等においてフードバンクの活動を把握している場合などとなります。（初めて申請いただいた場合、フードバンクが所在または活動されている都道府県や市区町村等に照会を行って確認させていただきますので、その照会の回答が都道府県や市区町村等から問題なく行われれば、原則としてこの要件を満たすこととなります。）
(4)	交付対象	フードバンクから政府備蓄米の配付を受ける団体の要件はありますか。	（1）に記載したとおり、食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としないこども食堂、フードパントリーや各種団体等である必要があります。また、事務の適切な管理体制及び処理能力を有し、食育の取組の実施状況が確認できる資料、写真等を5年間保存できることも必要です。
(5)	交付対象	フードバンクから配付を受けた政府備蓄米は大人への提供はできますか。	ごはん食の推進に関する食育を適切に実施することができるのであれば、フードバンクから政府備蓄米の配付を受けた直接提供団体において、大人の方にも提供することができます。

(6)	申請受付	10月追加申請の受付期間と提出先を教えてください。	1 受付期間：令和7年10月14日（火）から令和7年10月31日（金） 2 申請書提出先：一般財団法人 日本穀物検定協会 3 申請方法：申請書類を電子メールにより送付 ※メールアドレス：foodinfo@kokken.or.jp 様式については、以下のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしていただき、使用してください。 農林水産省ホームページ「フードバンクへの政府備蓄米の交付について」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/foodbank_bitiku_kouhu.html
(7)	申請受付/ 使用予定報告	10月追加申請において、使用予定報告の提出は必要でしょうか。	7年3月に交付決定を受けた団体等において備蓄米の使用が全量終了していない団体等については、使用予定報告（おおむね2か月以内に全量を使用）の提出が必要になりますので、申請書と併せて日本穀物検定協会に提出をお願いします。
(8)	申請受付/ 使用報告	10月追加申請において、使用報告の提出は必要でしょうか。	7年3月に交付決定を受けた団体等において備蓄米の使用が全量終了している団体等は使用報告書の提出が必要になりますので、申請先の日本穀物検定協会に提出をお願いします。
(9)	上限数量	交付数量の上限と下限を教えてください。	1 通常、1年度内に交付を受ける数量の総量は、前年度にフードバンクで扱った食品の取扱実績の1/5（50トン以内）ですが、10月追加支援については、通常分とは別枠で前年度にフードバンクで扱った食品の取扱実績の1/10（25トン以内）となります。 2 交付数量の下限（交付数量単位）は1トンになります。
(10)	上限数量	前年度にフードバンクで扱った食品の取扱実績の1/10（25トン以内）の「前年度」とは4～3月の期間ですか。	一般的には4～3月ですが、申請される団体の事業年度の期間（月）を基準にして差し支えありません。
(11)	上限数量	前年度にフードバンクで扱った食品の取扱実績の1/10（25トン以内）の「取扱実績」とは寄附等を受けた量ですか、それとも直接提供団体等に提供した量ですか。	直接提供団体等に提供した量を基本としますが、必要に応じ寄附等を受けた量を確認させていただきます。
(12)	使用計画書 3-④	フードバンク政府備蓄米使用計画書3-④「今年度すでに交付を受けた数量」はどのように記載すればよいですか。	数量は0で記載願います。
(13)	法人番号	法人番号は何桁で記載すればよいですか。	13桁で記載願います。
(14)	添付資料	申請書に添付する前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類の数量の単位は箱数でもよいか。	<u>〇箱、〇本といった数量の表記については、kg（若しくはトン）単位に換算し、総量が確認できるように明記してください。</u>
(15)	パントリー活動の申請	フードバンクとして直接提供団体に提供するほかに、直接、子育て家庭に提供（自らのパントリー活動）しているが、その場合どのように申請すればよいですか。	ごはん食を推進する食育の取組を行っていただくことが前提になりますが、直接、子育て家庭に提供している分については、食事食材提供団体（こども食堂・こども宅食）として別に申請いただくことが可能です。また、自らのフードバンクを直接提供団体の一つとして、フードバンクの無償交付の申請数量に加えることも可能です。

(16)	パントリー活動の申請	フードバンクとして直接提供団体に提供する量よりも、直接、子育て家庭に提供（自らのパントリー活動）する量の方が多いが、交付の対象になるか。	前年度の直接提供団体（自らのパントリー活動を含まない）への提供数量が10トン以上を満たしていること、又は、前年度の提供数量の総量のうち、自らのパントリー活動分の数量が半分未満であれば交付の対象になります。 なお、対象外になった場合でも、食事食材提供団体として食材提供の申請が可能です。
(17)	米の形態	申請する政府備蓄米は、玄米または精米を選択することができますか。	精米での申請に限ります。
(18)	交付決定	申請した数量は、必ず交付決定されると考えてよいでしょうか。	フードバンクについては、交付数量が大きいと、各フードバンクから提出のあった申請数量の合計が交付可能な数量を上回った場合、申請数量に応じた按分により交付決定する場合があります。このため、申請された数量で交付決定されるとは限りませんのでご了承ください。
(19)	配送	フードバンクにおける無償交付の政府備蓄米は、どのような形で配送されますか。	1 申請を受け付けた備蓄米の配送については、交付決定した数量を分割して、おおむね3か月に渡って配送する予定です。 なお、申請件数等により配送を調整させていただく場合があります。 また、交付決定数量が少量の場合は、一度に全て配送する場合があります。毎回の発送日及び数量は、随時お知らせする予定です。 2 政府備蓄米の保管・管理を委託している受託事業体が指定した倉庫から、30kg単位で配送します。（10kgのポリ袋×3を最小単位として配送。） 3 国が費用を負担し、政府備蓄米の保管倉庫から、交付決定者から指定のあった住所に配送します。
(20)	配送	交付決定後に配送先の変更や、配送日時指定はできるのでしょうか。	1 予め、倉庫業者と調整を行った上で交付決定を行いますので、交付決定以降の配送先の変更はできません。このため、交付申請書の提出の際は、予め配送先住所をよく確認の上、申請書の提出をお願いします。発送日についても、発送前に倉庫業者と調整を行って決定しますので、同様の理由から指定はできません。 2 配送に関するお問い合わせについては、農林水産省穀物課に御連絡願います。倉庫業者及び配送業者への直接のお問い合わせはお控えください。配送先に不在通知が届いた場合は、配送業者と直接連絡の上、調整をお願いします。
(21)	転売等の禁止	無償交付を受けた政府備蓄米を、他のフードバンクへ転売することはできますか。	交付を受けた政府備蓄米を転売することはできません。当制度の目的外に使用した場合は、金銭による返還など要領違反に伴う措置が講じられる場合があります。申請したフードバンクにおいて適切に配付、管理してください。
(22)	使用報告	交付を受けた政府備蓄米を全量使用した後は、いつまでに使用報告を行うのでしょうか。また、報告に必要な添付資料はありますか。	政府備蓄米の使用が完了したときは完了した日から1か月以内に、あるいは、交付決定日から1年を経過しても使用が完了していない場合は交付決定日の1年後から1か月以内に、必ず使用報告書（様式8-3号-②）とともに、以下の資料を提出してください。 （別添資料） 月別使用報告書、提供団体一覧表
(23)	資料保管	5年間保存しなければならない使用報告書に記載した内容の根拠資料とは、どのようなものなのでしょうか。	交付申請書の使用計画に記載された以下の内容が確認できる資料になります。 ・使用計画に記載された提供内容（①提供団体リスト②受払簿等） 5年間保存の理由は、提出された交付申請書及び使用報告書は行政文書として、文書管理規程に基づき5年間保存されるためです。このため、同じ期間保存いただき、確認が必要となった場合に提示することができるようにしてください。 なお、フードバンクにおける使用状況については、農林水産省の委託を受けた第三者機関が個別に確認させていただく場合があります。

(24)	資料保管	フードバンクから食品を提供する直接提供団体に対しては、食育の取組の実施状況がわかる資料や写真等を直接提供団体において適切に5年間保存することを求めています。どのような資料や写真でしょうか。	フードバンクから政府備蓄米の提供を受けた直接提供団体は、直接提供団体において、例えば、下記の資料、写真を保存するようにしてください（フードバンクから提供する際に、その旨を伝達してください）。 【直接提供団体が食材配付を行う場合】 ごはん食の推進に関する食育資料を、食材と一緒に配付した状況が確認できる写真やその食育資料 【直接提供団体が食事提供を行う場合】 ごはん食の推進に関する食育資料を、食堂に掲示して説明した状況が確認できる写真やその食育資料
2 その他			
(1)	年産	政府備蓄米は、何年産のお米ですか。	交付する備蓄米は、原則として直近の年産で、概ね1年間を経過していない精米になります。 なお、政府備蓄米は、国が保管管理を委託している事業者の備蓄倉庫において鮮度を保った状態で備蓄されています。
(2)	両制度からの交付	こども食堂等が、農林水産省に申請して政府備蓄米の交付を受けた上で、さらにフードバンクに交付された政府備蓄米をフードバンクから受け取ることはできますか。	こども食堂等の運営のために必要なお米であれば、どちらも受け取る（交付を受ける）ことは可能です。
(3)	使用確認等調査	使用確認等調査とは、どのような調査ですか。	農林水産省又は、農林水産省と契約を締結した第三者機関が、こども食堂等やフードバンクに対して無償交付された政府備蓄米の使用状況等を確認するための調査です。
(4)	申請者情報	第三者機関に提供される申請者情報の扱いを教えてください。	農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。 なお、農林水産省に代わり、当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託するため、当該第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。
(5)	未使用報告	使用計画どおりに、政府備蓄米の提供が実施できなくなった場合は、どのような手続きを行えばよいのでしょうか。	1 交付された政府備蓄米は原則として申請された計画に基づき全量適切に使用いただく必要があります。 2 天災地変などやむを得ない事情があり、使用計画に基づく提供が実施できず、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、その理由及び未使用交付数量等を未使用報告書（様式8－5号）に記載の上提出してください。 3 未使用の理由が真にやむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したものとみなします。また未使用分について、適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。
(6)	違反	交付された政府備蓄米を食育用以外に使用した場合の罰則はありますか。	交付された政府備蓄米について、不当に利益を得る及び転売若しくは転売を目的とする者へ譲渡する等、交付要領違反があった場合は、その数量に見合う米の相当額について徴収するとともに加算金を徴収する場合がありますので、交付要領に基づき、適正な使用をお願いします。
(7)	押印	政府備蓄米の交付申請や使用報告において、押印は必要ですか。	押印は不要です。
(8)	公表	交付決定後の公表は、どのように行われますか。	交付決定の都度、「交付決定した団体名」、「当該団体の所在する都道府県名」、「交付決定数量」を農林水産省のホームページで公表します。